

(第1面)

既存屋外保管事業場届出書			
		2024年 月 日	
茨城県知事 大井川和彦 殿			
届出者			
住所 水戸市笠原町978-6			
氏名 株式会社 茨城商事			
代表取締役 茨城 太郎			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 029-301-3027			
茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例付則第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
屋外保管事業場の設置の場所		水戸市笠原町978-6	
屋外保管事業場の面積		1,500 m ²	
保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ	原材料	保管量 (m ³)	保管の高さ (m)
	木材		
	ゴム		
	金属	851 m ³	5 m
	ガラス		
	コンクリート		
	陶磁器		
	プラスチック	395 m ³	5 m
△屋外保管事業場の設置に関する計画	屋外保管事業場の構造及び設備	別添のとおり (事業場平面図、囲い及び門扉の構造が分かる資料、保管スペースの構造等が分かる図面、維持管理に関する事項など)	
	その他屋外保管事業場の構造等に関する事項	別添「維持管理計画書」のとおり	
△屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画	再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項	保管場の底面全体をアスファルト舗装 囲いの構造等は別添のとおり 飛散等防止のために維持管理事項については、別添「維持管理計画書」のとおり	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	排水溝、油分離装置、浸透防止のための舗装箇所は別添平面図のとおり 上記装置を維持・管理するための事項については、別添「維持管理計画書」のとおり	
	火災の発生の防止に関する事項	消火器、スプリンクラー、火災報知機等の設置個所については別添平面図のとおり 上記装置を維持・管理するための事項、発火や延焼の防止措置事項は別添「維持管理計画書」のとおり	
	騒音又は振動等の発生の防止に関する事項	別添「維持管理計画書」のとおり	
	その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項	別添「維持管理計画書」のとおり	

届出者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	所在地	
法定代理人(届出者が条例第7条第1項第2号スに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	所在地	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員(届出者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
いばらき たらう 茨城 太郎	昭和45年4月1日	茨城県水戸市笠原町978番6
	代表取締役社長	同上
いばらき はなこ 茨城 花子	昭和48年5月5日	茨城県水戸市笠原町978番6
	取締役副社長	同上
いばらき ことろう 茨城 小太郎	平成元年9月6日	茨城県水戸市笠原町978番6
	取締役常務	同上

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	住 所
	いばらき たろう 茨城 太郎	昭和45年 4月1日	100株(500万円)
		50%	同上
いばらき はなこ 茨城 花子	昭和48年 5月5日	40株(200万円)	茨城県水戸市笠原町978番6
		20%	同上
いばらき こたろう 茨城 小太郎	平成元年 9月6日	40株(200万円)	茨城県水戸市笠原町978番6
		20%	同上
みと じろう 水戸 次郎	昭和47年 11月3日	20株(100万円)	茨城県水戸市中央1丁目4番1号
		10%	同上

第10条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
ひたち いちろう 日立 市郎	昭和40年7月4日	茨城県日立市助川町1丁目1番1号
	工場長	同上

備考

- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、屋外保管事業場の構造及び設備については、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等の図面を含むこと。
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人（届出者が条例第7条第1項第2号スに規定する未成年者である場合）」の欄から「第10条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。